天王寺動物園への民間活力導入にかかるマーケット・サウンディング（市場調査）にかかる質問回答

番号	質問箇所	質問事項	回　答
1	全般 提案条件	すべての提案条件に本市の費用負担が生じない事業フレームでのご提案とありますが、大阪市は民間事業者から使用料、テナント料を収益として見込まれてる以外、導入に関しての初期投資に必要となる施設および設備関連の費用は民間事業者が負担する提案のみを受け付けるという事でしょうか？	動物園への民間活力の導入にあたっては、できる限り「民間資金を活用した事業フレーム」及び「民間事業者が当該事業からの収益のみによって投資回収をいただく事業フレーム」をめざしたいと考えています。 これをふまえ、収益性が見込まれる「来園者サービス施設（飲食・物販等）」については、原則として、当該施設の収益から投資回収をいただくことを前提に、本市の費用負担が生じない事業フレームを基本としてください。 また、「獣舎整備」「映像館・植物温室等の既存施設改修」については、事業性や事業内容の公共性等の観点をふまえて、本市に費用負担が生じる事業フレームを提案いただいても結構です。その場合は、本市の負担範囲の考え方及び、必要となる本市の負担程度をお示しください。 提案いただいた事業フレームについては、行政として採用可能な事業手法となっているかなど、提案後の対話でお示しする本市見解をもとに、対話期間を通じて、事業フレームのブラッシュアップや見直しをはかっていただけます。 なお、投資回収が可能となる投資条件（施設の規模やグレード、営業時間の想定、官民の負担区分など）や投資回収方法について、率直にご意見をいただきたいと考えます。
2	その他	マーケット・サウンディングの段階において、新施設の建設費用や既存施設のリフォーム費用などはかなり概算な費用算出になると思われますが、どの程度の精度を求められているのでしょうか。	提示いただいた概算事業費については、提案後の対話の中で、事業採算ラインや官民での費用分担のあり方について、大阪市・提案者にて議論を行う際に活用したいと考えています。 ただし、提案時点では、必ずしも高い精度でなくとも結構ですので、可能な範囲で算出ください。 また、8月中旬～10月末に予定している対話期間を通して、継続的に検討いただいても結構です。
3	その他	上記段階において、各種提案の裏づけ（協力先の同意など）は必須でしょうか。	必須ではありません。

番号	質問箇所	質問事項	回　答
4	実施要領P6 映像館・植物温室等の利活用	映像館の空調設備が壊れているとの事ですが、 修繕費はおよそどれくらいでどこが負担するのでしょうか？ 使用する民間事業者が修繕し設備管理するという事でしょうか？	空調設備の修繕費については、詳細検討を行ったことがないため、現時点では概算費用の把握ができていません。 提案にあたっては、現時点では、仮に6千万円程度と想定ください。本市での詳細検討が進んだ場合は、提案後の対話を通じて、個別に修繕費の概算費用等の必要な情報を提示させていただきます。 民間事業者が活用するエリアの空調等設備の修繕・維持管理費については、原則として本市からの負担がないことを前提にご提案ください。 ただし、事業性（投資回収等）の観点から民間事業者で全額を負担することが難しいことも考えられるため、民間事業者での負担が難しい理由と、必要となる本市の負担程度をお示しいただいたうえで、本市での負担が生じる事業フレームの提案をいただくことも可能です。 また、民間事業者において設備修繕・維持管理を担うことの負担感については、提案後の対話において率直にご意見をいただきたいと考えます。
5	実施要領P6 映像館・植物温室等の利活用	小動物の飼育を植物温室にて飼育（展示＆カフェの併設）は可能でしょうか？	動物の飼育環境の確保が必要となるとともに、飲食店と同じ空間で動物を飼育することについては、食品衛生上の問題をクリアする必要があります。 これら条件をクリアできる前提であれば、ご提案いただいて結構です。
6	実施要領P6 映像館・植物温室等の利活用	映写機などのシステム設備に関しての詳細はございますか？ また館内の設備図面、配線図などご提供いただけますでしょうか？	関係図面を閲覧いただくこととします。 ※図面閲覧の方法については、本ホームページにおいて別途お知らせします。 ただし、映写機や音響設備の図面や取扱説明書等はありません。また、映写機や音響設備等は現在運転できないため、詳細が確認できません。他にガス吸収式空調機（2台）や空調用ガスボイラー（2台）は、故障により使用できない状態となっています。
7	実施要領P6 映像館・植物温室等の利活用	映像館は安藤忠雄建築で間違いございませんか？ 利用するにあたって何か権利関係、制限などはございませんか？	昭和62年（竣工年）の建設にあたって、映像館の設計監理は、安藤忠雄建築研究所が行っています。 本サウンディングで事業アイデアを検討するにあたっては、特別の権利関係・制限等は想定いただかなくて結構です。

番号	質問箇所	質問事項	回　答
8	実施要領P6 映像館・植物温室等の利活用	映像館の利活用を考察するに際して、現状各階平面図及び断面図等の図書をご提示願います。 また、老朽化して使用できない設備等の詳細な情報もお示し下さい。	関係図面を閲覧いただくこととします。 ※図面閲覧の方法については、本ホームページにおいて別途お知らせします。 ただし、映写機や音響設備の図面や取扱説明書等はありません。また、映写機や音響設備等は現在運転できないため、詳細が確認できません。他にガス吸収式空調機（2台）や空調用ガスボイラー（2台）は、故障により使用できない状態となっています。
9	実施要領P6 獣舎施設の整備・利活用	獣舎施設を改築や新設を提案し、事業者の負担でハード整備をした後、そこで展示される動物の収集は大阪市様のご負担で収支を考えてよろしいでしょうか。	本市の負担とする前提で、ご提案いただくことは可能です。 ただし、ご提案いただいた動物種を必ず収集できるとは限りません。特に、希少動物にあたるような動物種では入手が困難となってきます。
10	実施要領P7 来園者サービス施設の導入	飲食店を導入するにあたってNGとなるメニューはあるでしょうか。 （例：屋外でのBBQや焼肉等）	今回のサウンディングでは、メニュー等に制約は設けませんので、自由にご提案いただいて結構です。 ただし、都市公園法では「たき火」が禁止行為となりますので、「たき火」に該当する店舗形態や、施設利用者が単独で火気を使用することは認められません。 なお、容易に動物への投餌につながると考えられるもの、事故が発生しやすいと考えられるもの（串を使ったテイクアウト料理など）、動物福祉上問題があると考えられるもの（生きた状態での動物の提供など）は避けていただきたいと考えます。 また、煙・匂い等の生じる屋外での飲食サービスの提供にあたっては、近隣地域や動物への配慮が必要となります。
11	実施要領P7 来園者サービス施設の導入	物販施設について、動物園グッズの販売に関しては必須条項になりますでしょうか。	物販施設での販売品目については、動物園又は公園利用に関連した品目の販売を前提としてください。必ずしも動物園グッズに限定いただく必要はありません。

番号	質問箇所	質問事項	回　答
12	実施要領P7 来園者サービス施設の導入	新世界ゲート、デッキ下空間等の活用における、“一定規模以上”とはどの程度を指しますか（席数等具体的な基準はありますか）。 また、使用するにあたっての制限等はありますか。	実際に事業者公募（本公募）を行うこととなった場合には、席数・店舗面積等の規模条件を附する可能性がありますが、現段階では、席数等の具体的な規模基準は想定していません。 入園者等の状況をふまえて、どの程度の規模・グレードの施設整備が可能となるのか、提案・ご意見をいただきたいと考えます。 なお、施設設置の提案にあたっては、新世界ゲートの入退場動線や北園・南園を行き来する歩行者動線の確保が必要なことをふまえてください。
13	実施要領P8 ソフト事業の展開	インターネットWi-Fiなどのシステムを使用したエリア一帯のナビゲーションシステムをご提案する事や、それらに必要な通信関連のハードウェアシステムなどの提案も可能でしょうか？ その際の設置料（使用料）はどのような設定となりますでしょうか？	可能です。 機器設置時の公園使用料は、3,300円／年・個となります。また、Wi-Fi機器以外に通信線などを設置する場合は、別途、使用料が生じる可能性があります。 また、設置施設の運営管理に必要となる光熱費・通信費については、民間事業者での負担となります。 なお、公園使用料については、本市事業と認められる場合など事業スキームによっては、減免できることがあります。
14	実施要領P8 天王寺公園を活用した事業展開	動植物公園事務所の図面、部屋数、既存設備などを教えてください。	関係図面を閲覧いただくこととします。 ※図面閲覧の方法については、本ホームページにおいて別途お知らせします。
15	実施要領P8 天王寺公園を活用した事業展開	園内、または一部のエリアでトラムのような車両を走行させることは可能でしょうか。また動物達への影響等を考慮し、留意する点があればご教示ください。	公園・動物園内の移動手段として、トラム等の提案をいただくことは可能です。 ただし、他の来園者の安全確保や通行支障とならないか、また、騒音・振動による動物への影響に十分配慮したうえで、走行ルート・走行車両・乗降場を検討いただく必要があります。
16	実施要領P8 ソフト事業の展開	ふれあい体験や園内案内サービス等について、飼育担当の職員様に通常業務以外のご協力をいただくことは可能でしょうか。	内容と作業量によります。

番号	質問箇所	質問事項	回　答
17	実施要領P8 天王寺動物園全体での事業展開	動物園全体での事業展開を提案するにあたり、貴市の考える方向性をご教授願います。今後も天王寺動物園の特徴である大規模施設を必要とする生態展示を続けるお考えでしょうか？	本市では、平成7年に策定したZoo21計画をリセットし、今年度、新たな動物園基本計画を策定する予定です。 展示施設の方向性については、新たな基本計画において示していくことになりますが、本市としては、大規模な生態的展示施設に固執するものではなく、動物の繁殖や福祉に配慮しつつ、動物が豊かに暮らしているところを来園者にご覧いただけるような施設を整備したいと考えています。 本サウンディングで提案をいただくにあたっては、大規模施設を必要とする生態展示に拘らず、動物園の魅力・集客力向上に寄与する動物展示のあり方についてアイデアがある場合は、自由にご提案いただいて結構です。
18	実施要領P8 天王寺動物園全体での事業展開	動物園全体の方針として動物の種類と数は減少方向にあり、今後増加することはないと考えてよろしいでしょうか。	面積や労力などの資源に限りがある中で個々の動物種をより豊かな条件で飼育するために、種数、個体数は減少させる考えです。 当面この方向性は維持すべきものと考えていますが、長期的には社会状況等に応じた判断が必要であると考えています。
19	実施要領P8 天王寺動物園全体での事業展開	動物園関連資料「天王寺動物園～これまでの検討状況～」のP24に記載されております、「生態的展示による動物舎の建て替え」は、極地海洋ゾーンで事業費30億円（概算）のままでよろしいでしょうか。また、整備内容は温帯降雨ゾーンもあわせ、記載されておりますイメージ図通りのご予定でしょうか。 上記「生態的展示による動物舎の建て替え」の計画変更は可能でしょうか。	本市では、平成7年に策定したZoo21計画をリセットし、今年度、新たな動物園基本計画を策定する予定です。 動物舎の整備は、新たな基本計画に沿って進めていくことになるため、動物園関連資料「天王寺動物園～これまでの検討状況～」のP24に記載している獣舎整備計画（極地海洋ゾーン・南アメリカの熱帯降雨林ゾーン等）については、提案にあたってふまえていただく必要はありません。 また、生態的展示に拘らない獣舎整備のアイデアをいただくことも可能です。幅広い事業アイデアを自由にご提案ください。 本市としては、動物の繁殖や福祉に配慮しつつ、動物が豊かに暮らしているところを来園者にご覧いただけるような施設を整備したいと考えています。

番号	質問箇所	質問事項	回 答
20	実施要領P8 天王寺動物園全体での事業展開	入園料の値上げや、入園料以外に別途利用料のかかる有料施設の設置や有料サービスの提供などは可能でしょうか。	本市としては、入園料については、市民に親しまれ社会教育施設としての公共的役割を持った公立動物園として適切な価格設定とする必要があるため、現時点では、大幅な値上げは想定していません。 ただし、本サウンディングでの提案にあたっては、入園料の値上げによる収益増の一部を施設整備費の投資回収に充当するなどの趣旨から、入園料の値上げについてご提案をいただくことを可能とします。 その場合は、投資回収の観点からどの程度の値上げが必要となるのか、具体的にお示しください。また、公立動物園としてのあり方から、大幅に外れた価格設定とならないようご配慮ください。 別途料金のかかる有料施設の設置及び有料サービスの提供について、ご提案いただくことは可能です。 ただし、入園料の場合と同様に、公立動物園としてのあり方に即したサービス提案となるようご配慮ください。
21	実施要領P8 天王寺動物園全体での事業展開	天王寺動物園の現状面積を変更することは可能でしょうか。	可能ですが、ご提案内容によります。
22	実施要領P8 天王寺公園を活用した事業展開	管理運営の主体となる民間事業者の業種・業態に、制限はあるのでしょうか。	本サウンディングでの提案にあたっては、提案者に業種・業態等の資格要件等の制約は設けておりませんので、業種・業態に拘らず、自由に事業アイデアを提案いただいて結構です。 ただし、実際の事業者公募（本公募）を行う際には、事業内容の専門性や事業規模に応じて、事業の実現可能性を高めるために必要な条件（類似事業の実績など）を応募者に求める可能性があります。

番号	質問箇所	質問事項	回　答
23	実施要領P8 天王寺公園を活用した事業展開	茶臼山の河底池の生態系を教えてください。（どのような魚がいるか等）	河底池に棲む生物で、現在、把握しているものは、カメ（イシガメ、クサガメ、ミシシッピガメ、スッポン）、魚類（コイ、カダヤシ、モツゴ、ブルーギル）などです。
24	実施要領P8 天王寺公園を活用した事業展開	河底池での釣りは禁止でしょうか。現状禁止の場合、提案によって緩和される可能性はあるでしょうか。	河底池に限らず、都市公園内での魚釣り行為は、それが釣竿などを振り回すことにより周囲の公園利用者に危険を及ぼしかねないことなどから、現状は禁止しているところです。 安全対策が図られるなど、提案内容によって緩和できる可能性もありますが、河底池は大阪府指定文化財・史跡に指定されているため、文化財保護法上の取り扱いについて監督官庁（大阪府）との協議が必要となります。
25	実施要領P8 天王寺公園を活用した事業展開	河底池の利用は可能ですか？ 水質、生体調査など資料はございませんか？	河底池は大阪府指定文化財・史跡に指定されているため、池の整備を伴う場合など利用形態によっては、文化財保護法に基づく監督官庁（大阪府）との協議が必要となり、提案内容が必ずしも認められるとは限りません。 水質調査については、本市環境科学研究所において、水質及び植物プランクトンの組成について調査を実施していますので、調査結果資料を閲覧いただくこととします。 ※資料閲覧の方法については、本ホームページにおいて別途お知らせします。 生態調査については、外来種の生息調査のため、毎年、天王寺動物公園事務所（動物園担当）でカメの個体調査をしていますが、特に公表資料としてまとめたものはありません。

番号	質問箇所	質問事項	回　答
26	実施要領P8 天王寺公園を活用した事業展開	大阪府指定文化財・史跡に指定されている茶臼山および河底池において、有料施設の設置や有料サービスの提供は可能でしょうか。	有料施設であっても、都市公園法上の公園施設に該当する施設であれば設置可能です。また、公園利用に関連したサービスの提供であれば、有料サービスを提供いただくことも可能です。 ただし、大阪府指定文化財・史跡に指定されているエリアに施設を設置する場合は、文化財保護法に基づく許可が必要となります。また、施設設置にあたっては、試掘等によって史跡を侵さないことを確認する必要があるとともに、「史跡の価値の向上」「史跡を侵さない」という観点から施設設置の必要性を明らかにしていただく必要があります。 なお、詳細については監督官庁（大阪府）との協議が必要となり、予め設置可否が判断できないことが多いため、ご提案いただいた事業アイデアをもとに、監督官庁（大阪府）と調整させていただき、対話の中でご回答させていただきたいと考えます。
27	実施要領P8 天王寺公園を活用した事業展開	天王寺動植物園という名前から天王寺動物園と名称が変更されているようですが、天王寺動物園、それ以外を天王寺公園という表現が正しいでしょうか？	都市公園名称としては、天王寺動物園も含んで天王寺公園という名称になります。なお、一般的には天王寺公園内の動物園部分を天王寺動物園と呼んでいます。
28	実施要領P8 天王寺動物園全体での事業展開	８月にナイトZOOを開催されますが、２４時ぐらいまでの時間帯まで対応可能なのでしょうか。また、可能性がある場合に見学可能な動物の種類、割合などを教えてください。	現状の飼育動物の数・健康管理面から、深夜に及ぶ開園は困難です。 ただし、ごく少数の動物を夜間展示専用として飼育できる可能性はあります。
29	実施要領P8 天王寺動物園全体での事業展開	園内における「居住」は可能なのでしょうか。（短期宿泊ではなく、住民票も発行される住居としての利用）	都市公園法上、都市公園内に設置できる施設は、「都市公園の効用を全うするため」設けられる施設である必要があることから、住居の用に供するための施設を設置することはできません。
30	実施要領P8 天王寺動物園全体での事業展開	大阪市立美術館の現状各階平面図及び断面図等の図書をご提示願います。	関係図面を閲覧いただくこととします。 ※図面閲覧の方法については、本ホームページにおいて別途お知らせします。